

公の施設の点検結果

点検実施

令和4年11月

1 施設の概要

① 施設名称	岡山市善隣館		
② 施設種別	社会福祉施設 [小分類] その他（児童養護施設）		
③ 担当課名	こども福祉課		
④ 開設年月日	昭和21年1月15日		
⑤ 所在地	岡山市		
⑥ 施設規模	敷地面積(㎡)	1986.58㎡	
	構造／延床面積(㎡)	鉄筋コンクリート造 2階建て他／895.8㎡	
	建設費(単位:千円)	85,100千円	
	施設内容	・定員 25人	

2 施設の設置目的と達成状況

① 根拠法令	あり [法令名] 児童福祉法 第41条
② 設置条例	[条例名] 岡山市児童養護施設条例
③ 条例に規定された設置目的	保護者のいない児童、虐待を受けている児童、その他保護者が養育することが困難な児童を入所させ養護するとともに、退所した児童に対する相談や自立のための援助を行う施設。
④ 施設で実現すべき市民ニーズ・事業	近年、被虐待児童や発達障害をともなう児童の入所割合が高まるなど、施設入所による養育を必要とするケースが多いことから、社会的ニーズが高い。
⑤ 設置目的の達成状況	平成28年の児童福祉法改正で「家庭養育優先原則」が明確にされ、児童養護施設は「良好な家庭的環境」で養育することが求められたため、平成30年度から小規模グループ化に近い1階、2階を分けた形での運営。

3 施設の管理運営形態と利用状態

① 現在の管理運営形態	直営			
② 開館日	通年			
③ 開館時間	終日			
④ 利用状況	利用状況指標	利用者数		
	令和元年度	172人		
	令和2年度	200人		
	令和3年度	182人		
⑤ 主な利用者	その他（こども総合相談所及び児童相談所が措置した児童）			
⑥ 修繕見込み等(ライフサイクルコスト)	建て替えまでの間、入所児童の生活に不都合が生じないよう建築基準法第12条による法定点検のほか、職員による通常点検（目視点検等）を行い、必要な修繕を実施していく予定。			

4-1 管理運営に係る収支【岡山市】

(単位:千円)

区分		令和4年度 〔予算〕	令和3年度 〔決算〕	令和2年度 〔決算〕	平均	
収入	施設使用料					
	行政財産目的外使用料					
	手数料					
	その他(雑入等)	1,662	2,603	1,640	1,968	
収入合計		1,662	2,603	1,640	1,968	
支出	委託経費	管理運営委託料				
		指定管理料				
		事務費等				
	小計		0	0	0	0
	直接経費	維持管理費	27,552	17,724	20,422	21,899
		光熱水費	4,949	4,547	4,324	4,607
		小計	32,501	22,271	24,746	26,506
支出合計		32,501	22,271	24,746	26,506	
収支差額		-30,839	-19,668	-23,106	-24,538	

4-2 管理運営に係る収支【指定管理者】

(単位:千円)

区分		令和4年度 〔予算〕	令和3年度 〔決算〕	令和2年度 〔決算〕	平均	
収入	利用料金	0	0	0	0	
	指定管理料	0	0	0	0	
	補助金等	0	0	0	0	
	自主事業収入	0	0	0	0	
	その他(雑入等)	0	0	0	0	
収入合計		0	0	0	0	
支出	管理運営費	人件費	0	0	0	
		施設維持管理経費	0	0	0	
		事務費等	0	0	0	
	小計		0	0	0	0
	事業費	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	
支出合計		0	0	0	0	
収支差額		0	0	0	0	

5 建物に関する調査結果

耐震化	耐震診断	済み
	耐震工事	済み
	未了の場合の工事予定時期	
劣化度調査・ 建築基準法第12 条点検	実施状況	12条点検
	指摘の有無	指摘有り
	指摘がある場合の 主な内容	内外壁仕上げの剥離等

6 今後の方針

		必要性あり
① 施設必要性の有無及びその理由		被虐待児童など家庭で生活することが困難な児童について、児童相談所が措置する受け皿として必要な施設です。
② 必要性ありの施設の管理運営方法及びその理由	直営	<p>国の示す「新しい社会的養育ビジョン」において、今後の児童養護施設には、小規模ユニットで基本的に高度なケアが必要な児童の養育を短期集中的に行う役割（高機能化）及び里親支援機能、並びに市町村と連携した在宅支援を担う機能（多機能化）等が求められています。</p> <p>本施設においては、岡山市公共施設等総合管理計画・個別施設計画（期間：令和2～11年度）の中で、民間で養育することが難しいケアニーズの高い児童の養育や地域の養育支援機能（ショートステイ）・里親の支援機能等の充実を図り、市全体の社会的養育拠点としての役割を果たすため、国の方針をふまえて、老朽化した施設の建替えを進め、施設規模の適性化を図るとともに、引き続き直営により運営していく方針が立てられました。</p> <p>なお、建替えまでの期間は、法定点検等を行い、必要な修繕等を実施していきます。</p>
③ 指定管理者とする場合の選定方法		
非公募の場合	非公募とする理由	
	根拠規定	
	指定管理者の候補者名	
④ 指定管理期間 (直営の場合は次期点検までの期間)		令和6年4月1日～令和11年3月31日 (指定管理期間： 年)